

愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 188 号（諮問第 196 号）

件名：私が提出した損害賠償請求書等の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 5 月 22 日

2 原処分

令和 2 年 6 月 5 日（不開示（不存在）決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、審査請求人に係る別記の自己情報開示請求について、愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）第 21 条第 2 項（開示請求に関する保有個人情報を保有していない）に該当するとして、不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 31 日

原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 11 月 16 日

5 審議会の結論

知事が、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

6 審議会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

ただし、開示請求の対象となるものは保有個人情報であり、行政文書に記録されたものに限られるため、当該文書が存在することが前提となる。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象保有個人情報の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象保有個人情報の存否について

本件請求対象保有個人情報は、令和 2 年 1 月 24 日に審査請求人が知事宛てに提出した道路標識に関する損害賠償請求書及び当該損害賠償請求書の収受簿、対応を決めるための決裁文書であると解される。

当審議会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件損害賠償請求

書に記載されていた道路標識は一時停止の標識であり、これは公安委員会が交通の規制をするために設置・管理する規制標識であることから、本件損害賠償請求書は、規制標識について所管する公安委員会に送付されており、道路維持課では保有していないとのことである。

また、審査請求人は、反論書において「文書を受領すれば、文書收受簿が存在する」等と主張しているが、当審議会において事務局を通じて実施機関に確認したところ、本件損害賠償請求書については、公安委員会の管理下において規制標識について所管する愛知県警察本部交通部交通規制課において受領及び保管されており、道路維持課においては所管外の文書であることから收受手続はとっておらず、関連文書も作成していないとのことである。

これらの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象保有個人情報存否については前記(2)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

令和2年1月24日 私は愛知県知事に対し、道路標識の損害賠償請求書を提出しました。

これに関して

- 1 私が提出した損害賠償請求書
- 2 收受簿・対応を決めるための決裁書、その他関連する文書